

現場説明事項・施工条件明示事項

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）」、「長野県土木工事施工管理基準（以下、「施工管理基準」という。）」、「土木工事現場必携」、「設計変更ガイドライン」、及びその他指定された図書、かつ以下の事項を施工条件とする。

§ 1. 現場説明事項

1 工事内容

(1) 工事名称

- ・工事名称は閲覧設計書に記載のとおり。

(2) 工事の目的及び概要

舗装の損傷が著しく通行に支障をきたしているため、修繕を行い機能回復を図る。
主な工事概要は閲覧設計書に記載のとおり。

(3) 工事関連資料

- ・本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料、及び地質調査等の報告資料は閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

(4) コスト縮減

- ・常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。
- ・現地状況等の施工条件が変更となった場合など、コスト削減を含めた提案を行うこと。

2 工期関係

(1) 工期

- ・工期は、雨天・休日等を見込み、工事開始日(契約日)から、令和8年11月30日 までとする。
- ・なお休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。
- ・工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間（道路通行制限願・道路掘削申請等含む）
② 後片付け期間	20日間

- ・著しい悪天候や気象状況により工程が著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議、請求することができる。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件及び支障物件

- ・施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に立会等調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容
地下埋設物	工事箇所内	埋設箇所・埋設深さ 等

（地下埋設物、地上物件等事前調査・工事自粛期間・各種申請期間・近接工事 等）

(2) 地元・関係機関との協議

- ・着手に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関	協議事項（内容）	留意事項等
地元住民	工事の時期・期間について	準備期間中
地元耕作者	工事の時期・期間について	準備期間中

（沿線住民・地元耕作者・影響地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者 等）

4 施工計画

(1) 施工計画書

- ・共通仕様書1-1-1-6（施工計画書）に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前又は施工方法が確定した時期に「施工計画書」を作成し提出すること。
- ・施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携」を参考とすること。
- ・工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。

(2) 施工体制に関する事項

- ・受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。
- ・特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。
- ・施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

【施工体制に係る工事書類等】

- ① 「施工体制台帳」、「施工体系図」
- ② すべての下請契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）
- ③ 主任技術者（監理技術者）の資格証等の写し及び保険証

(3) 工事支障物（地下埋設物・地上物件等）に関する事項

- ・工事着手前に事前調査を実施し、処置方法等について協議し、施工計画に記載すること。

5 周辺環境保全関係

(1) 環境への配慮

- ・当工事は「東御市環境方針」に基づき、工事を行う。【別紙①】

(2) 大気への配慮

- ・建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

(3) 公道への配慮

- ・現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

(4) 過積載の防止

- ・長野県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。取引業者から購入する各種材料（生コン・As・骨材等）や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。
- ・対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
- ・工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。

(5) 排水への対応

- ・本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

(6) 第三者災害への対応

- ・住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。
- ・地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。

6 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- ・工事現場では、共通仕様書1-1-1-38に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- ・安全教育等は工事期間中月1回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(2) 安全施設

- ・現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

(3) 交通管理

① 交通誘導警備員

- ・近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合や当初設計で予定している施工方法に対して違う施工方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- ・受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

② 交通安全施設

- ・仮設ヤード[®]回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
- ・車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

- ・規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

(4) 架空線等上空施設一般

- ・工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。

(5) 掘削法面

- ・斜面下部を切土する場合は、切土施工単位10~20mを原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。
- ・掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくと共に、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ10m以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。

(6) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策関係、その他工事

- ・「砂防等工事における安全の確保について」(平成11年3月土木部砂防課資料)により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、「施工計画書」で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。

(7) 熱中症

- ・夏季における猛暑日などの過酷な環境下(炎天下や高温多湿場所)での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症予防対策を講じること。

7 仮設工関係

(1) 工事用道路

- ・公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 仮設工設置期間

- ・仮設工は撤去を原則とする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去の是非及び撤去方法について協議をすること。受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

(3) 任意仮設

- ・発注者が想定している任意仮設については、閲覧設計書、参考図に示したとおり。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

(4) 附帯工

- ・附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。

8 使用材料関係

(1) 材料の承認

- ・工事で使用する材料は、長野県土木工事共通仕様書材料編第2節「4. 見本・品質証明資料」により「材料承認願」で確認を受けなければならないが、一括承認済の資材等については確認は不要である。

(2) 生コンクリート

- ・使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員等に提出し、確認を受けること。
- ・水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。
 - <鉄筋コンクリート> W/C=55%以下
 - <無筋コンクリート> W/C=60%以下

(3) アスファルトコンクリート

- ・基準密度等の品質管理のために、使用前に配合報告書を提出し、確認を受けること。
- ・材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」によるものとし事前に使用材料の確認を受けなければならない。

9 発生土・廃棄物・再生資源関係

- ・共通仕様書1-1-1-24第3項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。
- ・本工事において生じる建設発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の条件を想定して処分費、運搬費を計上している。
- ・建設発生土の搬出先を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。
- ・処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

(1) 建設発生土

残土処理	<input type="checkbox"/> 指定	地区名	運搬距離
------	-----------------------------	-----	------

条件1 指定の場合、地区名及び運搬距離を明示する。

2 当初想定の場合は、受発注者協議等により搬出先を決定し、設計変更する。

(2) 特定建設資材（建設リサイクル法）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
アスファルト・ コンクリート塊	再利用	プラント名	(株)SHIOSAWA	運搬距離 2.3 km
		数量	222.00 t	(94.00 m ³)
		直接工事費	処分費 266,400 円	運搬費 231,334 円
セメント・ コンクリート塊	再利用	プラント名		
		(1)無筋Con		
		数量		
		直接工事費		
		(2)鉄筋Con		
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費
		(3)二次製品		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費
建設資材木材		プラント名		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費

備考1 設計数量の処分費・運搬費を明示する。

- 2 処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。
- 3 上記条件明示より下回る場合は、変更の対象とする場合がありえる。
- 4 現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については変更の対象とする。

(3) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
木くず (抜根・伐採材)		プラント名		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費
汚泥		プラント名		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費
その他 (金属くず他)		プラント名		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費

備考1 備考欄については、「2.特定建設資材欄」と同じ。

(4) 建設副産物の処理

- ・建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を締結すること。
- ・廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を委託契約書に添付すること。
- ・下請負業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- ・「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処分されているか確認を行うこと。土木工事現場必携を参照し、廃棄物種類ごとの集計表をしゅん工書類に添付すること。

(施工計画提出時に必要な書類等)

- ・処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
- ・受注者と処理又は運搬業者との契約書の写し（施工体制台帳に添付する）
- ・処理業者の所在地及び計画運搬ルート
- ・下請けがある場合は、告知書の写し

10 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

- ・発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリンズへの登録

- ・請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター）を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い、発行された「登録内容確認書」を監督員に提示すること。
- ・受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- ・完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。

(3) 建設資材の試験

- ・コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等を行うこと。
- ・コンクリートの供試体には、受注者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れること。なお、供試体確認版は、「QC版」と「品質証明シール」から選択できるものとする。

(4) コンクリートの品質管理

①コンクリート担当技術者の配置

- ・50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。
- ・同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

②責任分界点からの品質管理

- ・受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

③コンクリート品質管理基準

- ・コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとする

④レディーミクストコンクリート納入書

- ・レディーミクストコンクリート納入書は、監督員等の求めに応じて提示すること。レディーミクストコンクリート納入書には、荷卸し地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。

⑤コンクリートの養生

- ・発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切におこなうこと。

⑥コンクリート構造物のクラックの処置

- ・コンクリート構造物のクラックの処置については次のとおりとする。

- 1) クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否か調査すること。
- 2) 進行性または有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては専門技術者（有資格者）の意見に基づく処置をすること。

11 ワンデーレスポンス

- ・この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- ・「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。

- ・受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

12 注意事項

(1) 構造改善

- ・建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(2) 変更請負額

- ・設計変更に伴い算出する請負額は、次式により算出する。

(変更請負額(税抜))=(変更設計額(税抜))×(請負額(税抜))／(設計額(税抜))(万円未満切捨て)

(3) 工事書類簡素化ガイドライン

- ・共通仕様書1-1-1-27に定める工事しゅん工書類に関して簡素化出来るものについては、「工事書類簡素化ガイドライン」によることとする。

13 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

- ・受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力（ICT等の新技術・新工法含む）に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで実施状況及び説明資料を提出することができる。

14 工事現場の環境改善について

- ・工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

「東御市環境方針」に基づき、請負業者は環境負荷の削減に向け、建設資材の省資源化及び循環利用等の促進等をするため、本工事を施工するにあたり下記項目について実施すること。

1. 建設副産物の適正処理について

- (1) 本工事で発生する建設副産物（以下「本建設副産物」という。）のうち、アスファルト・コンクリート殻等、再生処理施設で処理できる建設副産物については、全て再生処理施設へ搬出すること。また、残土等、再生処理施設のない建設副産物についても積極的に再生資源として利用される施設等へ搬出すること。
- (2) 本建設副産物の処理計画を明確にするため、施工計画書に再生資源利用促進計画書を添付すること。なお、処理計画を変更する場合は、工事監督員に変更計画書を提出すること。
- (3) 再生資源利用促進計画書どおりに本建設副産物が処理されたことを確認するため、竣工時に再生資源利用促進実施書2部（1部は竣工図書に添付、1部は監督員に提出）及び、アスファルト・コンクリート殻等建設廃棄物については産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し及び処理状況の分かる写真を、その他の建設副産物については処理状況の分かる写真を竣工書類に添付すること。なお、再生資源利用促進率が100%にならない建設副産物については、その理由書を添付すること。
- (4) その他、本建設副産物の処理については、建設廃棄物処理指針等関連する法律を遵守し、適正に処理すること。

2. 再生合材及び再生砕石の使用について

- (1) 本工事で使用する合材及び砕石（40-0）については原則として再生材を使用することとし、それ以外の資材を使用する場合は工事監督員に協議すること。
- (2) 本工事で使用する建設資材の搬入計画を明確にするため、施工計画書に再生資源利用計画書を添付すること。なお、搬入計画を変更する場合は、工事監督員に変更計画書を提出すること。
- (3) 再生資源利用計画書どおりに建設資材が搬入されたことを確認するため、竣工時に再生資源利用実施書2部（1部は竣工図書に添付、1部は監督員に提出）を竣工書類に添付すること。なお、建設資材の再生資源利用率が100%にならない場合は、その理由書を添付すること。

3. 工事実施による騒音の防止及び低騒音型機械の使用について

- (1) 「東御市環境をよくする条例」の特定作業に該当する工種については、条例を遵守し規制基準を超えた騒音を発生させないこと。また、その工種では低騒音型機械を使用し、施工計画書中施工機械表備考欄に「低騒音型機械」と記載すること。
- (2) 「東御市環境をよくする条例」の特定作業に該当しない工種であっても、工事実施による騒音の発生を抑制に努めること。また、工事で使用する建設機械は積極的に低騒音型機械を使用することとし、低騒音型機械を使用する場合は、施工計画書中施工機械表備考欄に「低騒音型機械」と記載すること。なお、建設機械を変更する場合は、工事監督員に変更施工機械表を提出すること。
- (3) 低騒音型機械を使用した場合は、施工機械表どおりに低騒音型機械が使用されたことを証するため、低騒音型機械の使用状況が分かる写真を竣工図書に添付すること。

4. アイドリングストップについて

- (1) 工事現場でのアイドリングストップを統括する「アイドリングストップ管理責任者」を設けるとともに、アイドリングストップ実施計画を明確にするため、アイドリングストップ実施計画書を施工計画書に添付すること。
- (2) アイドリングストップ管理責任者は、工事現場でアイドリングストップが実施計画書どおりに実施されるよう務めること。